

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

- 機構改正に伴う関係規則の整理に関する規則……………（人事課） 1
○総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1

訓 令

- 機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令……………（人事課） 1
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課） 3
○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令……………（法制文書課） 6

規 則

機構改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。
令和 2 年 3 月 31 日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第38号

機構改正に伴う関係規則の整理に関する規則
（北海道職員倫理規則の一部改正）

第 1 条 北海道職員倫理規則（平成12年北海道規則第158号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第 29 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

（知事が保有する個人情報の保護等に関する規則等の一部改正）

第 2 条 次に掲げる規則の規定中「総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター」を「総務部行政局文書課行政情報センター」に改める。

- (1) 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 6 年北海道規則第 97 号）第 2 条第 3 項
(2) 北海道知事の資産等の公開に関する規則（平成 7 年北海道規則第 96 号）第 10 条第 2 項及び第 3 項
(3) 北海道情報公開条例の施行に関する規則（平成 10 年北海道規則第 44 号）第 2 条第 1 項
(4) 北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 25 年北海道規則第 77 号）第 36 条

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 2 年 3 月 31 日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第39号

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則

総合振興局長等事務委任規則（昭和 23 年北海道規則第 80 号）の一部を次のように改正する。

農政部の項に次の 1 事項を加える。

20 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づく次に掲げること。ただし、2 以上の総合振興局等の所管区域にわたるものを除く。

(1) 同法第 13 条の 2 第 1 項の規定により知事が処理することとされた事項のうち、次に掲げるもの

ア 同法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画が適当である旨の認定に関すること。

イ 同法第 13 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の変更の認定に関すること。

ウ 同法第 13 条第 2 項の規定による認定の取消しに関すること。

(2) 同法第 13 条の 2 第 3 項の規定による同意市町村からの意見の聴取に関すること。

(3) 同法第 13 条の 2 第 4 項の規定による同意市町村への認定又は認定の取消しに係る通知に関すること。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

北海道訓令第 6 号

本 庁
出 先 機 関

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。
令和 2 年 3 月 31 日

北海道知事 鈴 木 直 道

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令
（北海道公報発行取扱規程の一部改正）

第1条 北海道公報発行取扱規程（昭和41年北海道訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法制文書課」を「文書課」に改める。

第3条中「法制文書課に」を「文書課に」に改め、同条ただし書中「法制文書課長」を「文書課長」に改める。

第4条及び第5条中「法制文書課」を「文書課」に改める。

（北海道公印規程の一部改正）

第2条 北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第7条から第10条までの規定並びに別表の1の表及び2の表中「法制文書課長」を「文書課長」に改める。

別記第1号様式中「法制文書課長」を「文書課長」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第1号様式の2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第2号様式中「法制文書課長」を「文書課長」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第2号様式の2から別記第5号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（法規審査委員会規程の一部改正）

第3条 法規審査委員会規程（昭和51年北海道訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項各号を次のように改める。

- (1) 行政局長
- (2) 人事局長
- (3) 財政局長
- (4) 文書課長
- (5) 人事課長
- (6) 財政課長

（損害賠償委員会規程の一部改正）

第4条 損害賠償委員会規程（昭和55年北海道訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項各号を次のように改める。

- (1) 行政局長
- (2) 人事局長
- (3) 財政局長
- (4) 文書課長
- (5) 文書課訟務担当課長
- (6) 人事課長

(7) 財政課長

（北海道公用文作成規程の一部改正）

第5条 北海道公用文作成規程（昭和63年北海道訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「法制文書課長」を「文書課長」に改める。

別記の2の項第2号から第4号までの規定中「（〇〇部〇〇課〇〇グループ）」を「〇〇部〇〇課〇〇係）」に改め、別記の4の項第1号中「（〇〇局〇〇課〇〇グループ）」を「（〇〇局〇〇課〇〇係）」に改める。

（北方領土対策本部規程の一部改正）

第6条 北方領土対策本部規程（昭和59年北海道訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「グループ」を「係」に改める。

第4条第1項の表中

主幹	課長を補佐し、課の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。
----	--------------------------------

を

「

課長補佐	課長を補佐し、係の事務を整理する。
係長	上司の命を受け、係の事務を処理する。

」に改め、同条第2項の表

課の部担当課長の項の次に次のように加える。

主幹	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務を整理する。
----	-----------------------------

第4条第3項第1号の表中専門幹の項及び指導主任の項を削る。

第6条の見出し、同条第2項及び第4項並びに第9条第3項中「グループ」を「係」に改める。

第11条第1項の表室の部主幹の項の次に次のように加える。

係長	上司の命を受け、係の事務を処理する。
----	--------------------

（北海道広報・広聴事務処理規程の一部改正）

第7条 北海道広報・広聴事務処理規程（昭和42年北海道訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「主査」を「係長（係長に相当する職を含む。次条第2項において同じ。）」に改める。

第10条第2項中「主査（主査に相当する職を含む。）」を「係長」に改める。

（胆振東部地震災害復興支援室規程の一部改正）

第8条 胆振東部地震災害復興支援室規程（平成30年北海道訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。
(北海道職員の勤務発明等に関する規程の一部改正)

第9条 北海道職員の勤務発明等に関する規程（昭和60年北海道訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「経済部産業振興局科学技術振興室参事」を「経済部産業振興局科学技術振興課長」に改める。

第18条中「経済部産業振興局科学技術振興室」を「経済部産業振興局科学技術振興課」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

北海道訓令第7号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「及び出納局次長」を「、出納局の次長及び労働委員会事務局の次長」に改め、同条第15号中「主幹」を「課長補佐」に、「専門幹」を「主幹」に改め、同条に次の1号を加える。

(16) 係長 本庁の係長、総括主査及び主査（係に置かれるものを除く。）をいう。

第3条第2項第14号中「主幹」を「課長補佐」に改める。

第4条第2項中「主幹」を「係長」に、「又は」を「又は係若しくは」に改める。

第4条の2の見出し中「知事室長等」を「職員監等」に改め、同条中「知事室長、職員監、危機管理監」を「職員監、危機管理監、知事室長」に改め、「、空港戦略推進監」を削る。

第6条の見出し及び同条第2項中「主幹」を「課長補佐」に改める。

別表第1の主幹専決事項中「主幹専決事項」を「係長専決事項」に改め、同事項に次の1項を加える。

6 その他簡易又は定例的な事項で課長の指定するもの

別表第3第5項中「主幹」を「課長補佐」に改める。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第3項第5号中「及び第18条の13第1項」を「、第18条の13第1項及び第18条の31第1項」に改め、同項第6号及び第7号中「及び第18条の13第2項」を「、第18条の13第2項及び第18条の31第2項」に改め、同項中第29号

を第35号とし、第28号を第34号とし、第27号を第33号とし、第26号の次に次の6号を加える。

(27) 第18条の23第1項の規定に基づき、水銀排出施設の設置の届出を受理すること。

(28) 第18条の24第1項の規定に基づき、一の施設が水銀排出施設となった際の届出を受理すること。

(29) 第18条の25第1項の規定に基づき、水銀排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。

(30) 第18条の26の規定に基づき、水銀排出施設の構造等に関する計画の変更又は水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。

(31) 第18条の29第1項の規定に基づき、水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告すること。

(32) 第18条の29第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第7項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同項第5号中「第11条の2」を「第11条の3」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号の次に次の2号を加える。

(5) 第11条の2第1項の規定に基づき、浄化槽の使用の休止の届出を受理すること。

(6) 第11条の2第2項の規定に基づき、浄化槽の使用の再開の届出を受理すること。

別表第4の本庁環境生活部の分掌事項第7項に次の3号を加える。

(11) 附則第11条第1項の規定に基づき、特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすること。

(12) 附則第11条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による助言又は指導を受けた浄化槽管理者に対し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告すること。

(13) 附則第11条第3項の規定に基づき、同条第2項の規定による勧告に係る措置をとることを命ずること。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第9項第14号中「第6項」を「第7項」に、「又は第一種フロン類引渡受託者」を「、第一種フロン類引渡受託者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種特定製品引取等実施者」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改め、同項中第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 第93条第2項の規定に基づき、関係行政機関等の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求めること。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第18項中第13号を削り、同項第14号中「第22条の6第3項」を「第22条の6」に改め、同号を同項第13号とし、同項第15号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第16号を第15号

とし、同号の次に次の１号を加える。

- (16) 第23条第3項（第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第23条第1項（第24条の4第1項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第18項第17号中「第23条第3項」を「第23条第4項」に、「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同項中第51号を第57号とし、第35号から第50号までを6号ずつ繰り下げ、第34号を第39号とし、同号の次に次の１号を加える。

- (40) 第41条の2の規定に基づき、獣医師による通報を受けること。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第18項中第33号を第38号とし、第27号から第32号までを5号ずつ繰り下げ、同項第26号中「第25条第4項」を「第25条第7項」に、「同条第1項」を「同条第2項から第5項まで」に、「又は同条第2項の規定による命令」を「、命令、報告の徴収又は立入検査」に改め、同号を同項第31号とし、同項第25号中「第25条第3項」を「第25条第4項」に改め、「多数の」を削り、同号を同項第29号とし、同号の次に次の１号を加える。

- (30) 第25条第5項の規定に基づき、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況等に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係る場所に関し立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第18項第24号中「第25条第2項」を「第25条第3項」に、「同条第1項」を「同条第2項」に改め、同号を同項第28号とし、同項第23号中「第25条第1項」を「第25条第2項」に、「多数の動物の飼養又は保管」を「動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水」に改め、同号を同項第27号とし、同項第22号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号を同項第25号とし、同号の次に次の１号を加える。

- (26) 第25条第1項の規定に基づき、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすること。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第18項第21号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号を同項第24号とし、同項中第20号を第23号とし、同項第19号中「第24条の2」を「第24条の2の2」に改め、同号を同項第22号とし、同項第18号の次に次の３号を加える。

- (19) 第24条の2第1項の規定に基づき、第一種動物取扱業者であった者に対し、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺の生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため必要な勧告を行うこと。

- (20) 第24条の2第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

- (21) 第24条の2第3項の規定に基づき、第一種動物取扱業者であった者に対し、飼養施設の状況、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第19項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、同項第8号中「に規定する」を「の規則で定める事態を生じさせている」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「第16条第5項」を「第16条第6項」に、「から第4項まで」を「、第4項又は第5項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「第16条第4項」を「第16条第5項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「第16条第3項」を「第16条第4項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の１号を加える。

- (5) 第16条第3項の規定に基づき、動物の取扱いに起因して周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすること。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第23項第2号中「第40条第9項」を「第40条第10項」に改め、同表の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第14項中第45号を第48号とし、第35号から第44号までを3号ずつ繰り下げ、第34号の次に次の３号を加える。

- (35) 第68条の2第1項又は第2項の規定に基づき、社会福祉住居施設の設置の届出を受理すること。

- (36) 第68条の3第1項から第3項までの規定に基づき、社会福祉住居施設に係る届出事項の変更の届出を受理すること。

- (37) 第68条の4の規定に基づき、社会福祉住居施設の廃止の届出を受理すること。

別表第4の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項第13項第1号中「法第8条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項第2号中「法第9条第1項」を「第15条第1項」に改め、同項第3号中「法第9条第2項」を「第15条第2項」に改め、同項第4号中「法第58条第1項」を「第76条第2項」に改め、同項第5号中「法第58条第5項」を「第76条第8項」に改め、同項第6号中「法第59条第1項」を「第77条第2項」に改め、同事項第16項第1号から第13号までを次のように改める。

- (1) 第13条第1項の規定に基づき、地方卸売市場の認定をすること。

- (2) 第13条第6項の規定に基づき、地方卸売市場に関する事項を公示すること。

- (3) 第14条において準用する第6条第1項の規定に基づき、第13条第2項各号に掲げる事項又は業務規程の変更の認定をすること。

- (4) 第14条において準用する第6条第2項の規定に基づき、第13条第2項各号に掲げる事項又は業務規程の変更をした旨の届出を受理すること。

- (5) 第14条において準用する第7条の規定に基づき、地方卸売市場の業務の休止又は廃止の届出を受理すること。
- (6) 第14条において準用する第8条第2項の規定に基づき、中央卸売市場に係る第4条第1項の認定を受けようとする旨の届出を受理すること。
- (7) 第14条において準用する第8条第3項の規定に基づき、地方卸売市場の認定がその効力を失った旨を公示すること。
- (8) 第14条において準用する第9条の規定に基づき、地方卸売市場の業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言を行うこと。
- (9) 第14条において準用する第10条の規定に基づき、地方卸売市場の業務の適正な運営を確保するための必要な措置をとるべき旨を命ずること。
- (10) 第14条において準用する第11条第1項の規定に基づき、地方卸売市場の認定を取り消すこと。
- (11) 第14条において準用する第11条第2項の規定に基づき、地方卸売市場の認定を取り消した旨を公示すること。
- (12) 第14条において準用する第12条第1項の規定に基づき、地方卸売市場の運営の状況の報告を受理すること。
- (13) 第14条において準用する第12条第2項の規定に基づき、業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に、事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- 別表第4の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項第16項第14号から第20号までを削り、同表の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項（石狩振興局、日高振興局、檜山振興局及び根室振興局に限る。）第3項中第12号を第14号とし、第2号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第1号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。
- (3) 第12条の5第4項の規定に基づき、設置計画の作成について市町村から協議を受け、及び同意すること（特定行政庁の権限に属するものに限る。）。
- 別表第4の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項（石狩振興局、日高振興局、檜山振興局及び根室振興局に限る。）第3項に第1号として次の1号を加える。
- (1) 第5条第1項本文の規定に基づき、浄化槽の設置等の届出を受理すること（特定行政庁の権限に属するものに限る。）。
- 別表第4の総合振興局等の農業大学校の分掌事項の次に次の1事項を加える。
- 北の森づくり専門学院
- 1 北海道立北の森づくり専門学院管理規則（令和元年北海道規則第35号）の施行に関する事務
- (1) 第7条の規定に基づき、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認めること。

- (2) 第8条第5号の規定に基づき、入学願書に添える書類を定めること。
- 別表第4の総合振興局等の保健所の分掌事項第5項第4号中「第17条第2項」を「第18条第1項」に改め、同事項第11項第1号中「第25条の5第2項」を「第29条第2項」に、「又は」を「又は同項第1号から第3号までに掲げる」に改め、同項第2号中「第25条の7」を「第31条」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同項第3号中「第25条の8第1項」を「第32条第1項」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同項第4号中「第25条の8第3項」を「第32条第3項」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同項第9号中「第32条第4項」を「第66条第4項」に改め、同号を同項第14号とし、同項第8号中「第32条第3項」を「第66条第3項」に、「第27条第1項」を「第61条第1項」に改め、同号を同項第13号とし、同項第7号中「第32条第2項」を「第66条第2項」に改め、同号を同項第12号とし、同項第6号中「第32条第1項」を「第66条第1項」に、「第31条第1項」を「第65条第1項」に改め、同号を同項第11号とし、同項第5号中「第25条の9第1項」を「第38条第1項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第4号の次に次の5号を加える。
- (5) 第34条第1項（健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下この項において「改正法」という。）附則第2条第1項及び第3条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対し、喫煙専用室標識等を直ちに除去し、又は喫煙専用室の供用を停止することを勧告すること。
- (6) 第34条第3項（改正法附則第2条第1項及び第3条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、第34条第1項の規定による勧告を受けた管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (7) 第36条第1項の規定に基づき、喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、喫煙目的室標識等を直ちに除去し、又は喫煙目的室設置施設の供用を停止することを勧告すること。
- (8) 第36条第2項の規定に基づき、喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、喫煙目的室標識等を直ちに除去し、又は喫煙目的室の供用を停止することを勧告すること。
- (9) 第36条第4項の規定に基づき、同条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた管理権原者に対し、これらの規定による勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 別表第4の総合振興局等の保健所の分掌事項第11項に次の2号を加える。
- (15) 改正法附則第2条第5項の規定に基づき、喫煙可能室設置施設の管理権原者等に対し、喫煙可能室設置施設の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、立入検査等をさせること。
- (16) 改正法附則第3条第3項の規定に基づき、指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等に対し、指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、立入調査等をさせること。

別表第5第14項第32号中「北海道公共下水道条例」を「北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例」に改め、同項中第38号及び第39号を削り、第40号を第38号とし、第41号を第39号とし、同項第42号中「北海道流域下水道条例（昭和54年北海道条例第19号）第10条」を「北海道下水道事業条例（令和2年北海道条例第6号）第5条」に改め、同号を同項第40号とし、同項に次の2号を加える。	学院長の決裁事項
(41) 北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例施行規則（昭和58年北海道規則第58号。次号において「規則」という。）第18条第1項の規定に基づき、占用料を減免すること。	別表第6中
(42) 規則第19条第1項の規定に基づき、占用料の全部又は一部を返還すること。	「保健所長の決裁事項
別表第5第23項中第12号を第14号とし、第2号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第1号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。	次長
(3) 第12条の5第4項の規定に基づき、設置計画の作成について市町村から協議を受け、及び同意すること（特定行政庁の権限に属するものに限る。）。	企画総務課長
別表第5第23項に第1号として次の1号を加える。	児童相談所長の決裁事項
(1) 第5条第1項の規定に基づき、浄化槽の設置等の届出を受理すること（特定行政庁の権限に属するものに限る。）。	中央児童相談所にあつては次長、その他の児童相談所にあつては地域支援課長
別表第6の部長の決裁事項の項中「所管する課長」の次に「（労働委員会事務局にあっては、調整課長）」を加え、同表の職員監、危機管理監、地域振興監、交通企画監、空港戦略推進監、東京オリンピック連携推進監、アイヌ政策監、少子高齢化対策監、観光振興監、食産業振興監及び建築企画監の決裁事項の項中「、空港戦略推進監」を削り、同表の部次長の決裁事項の項中「代表課長」の次に「（労働委員会事務局にあっては、調整課長）」を、「指定する課長」の次に「（労働委員会事務局にあっては、次長の指定する課長補佐）」を加え、同表の課長の決裁事項の項中「主幹（相当職を含む。）（）」を「課長補佐（相当職を含む。）（）」に、「課長の指定する主幹」を「課長の指定する係長」に、「室等の長の指定する主幹」を「室等の長の指定する課長補佐」に改め、同表の担当課長及び課内室長の決裁事項の項中「所管する主幹」を「所管する課長補佐（相当職を含む。）（2人以上置かれている課にあっては、課長の指定する順序による。）」に、「指定する主幹」を「指定する係長（相当職を含む。）」に改め、同表の大沼学園長の決裁事項の項の次に次のように加える。	課長
児童相談所長の決裁事項	中央児童相談所にあつては次長、その他の児童相談所にあつては地域支援課長
別表第6の計量検定所長の決裁事項の項中「主幹」を「課長」に改め、同表の漁業研修所の決裁事項の項の次に次のように加える。	「保健所長の決裁事項
北の森づくり専門副学院長	次長
教務課長	企画総務課長
	」に改める。
	附 則
	この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。
	(1) 別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第18項及び第19項の改正規定 令和2年6月1日
	(2) 別表第4の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項第16項の改正規定 令和2年6月21日
	北海道訓令第8号
	本 庁
	出 先 機 関
	北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
	令和2年3月31日
	北海道知事 鈴木直道
	北海道文書管理規程の一部を改正する訓令
	北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。
	第3条の見出しを「（行政局長及び文書課長の責務）」に改め、同条第1項中「法務・法人局長」を「行政局長」に改め、同条第2項中「法制文書課長」を「文書課長」に、「法務・法人局長」を「行政局長」に改める。
	第11条中「主幹」を「課長補佐及び主幹」に改める。
	第21条及び第72条中「法制文書課長」を「文書課長」に改める。
	別表の付表中
	「行政改革局行政改革課
	「行政局文書課
	「行政改革局」を、
	「文書課」を、

行政局財産課 行政局改革推進課 人事局（人事課、職員厚生課及び職員事務課を除く。）	財 産 改 革 人 事 局	に、「法務・
法人局学事課」を「法人局学事課」に、「法務・法人局法人団体課」を「法人局法人団体	法 文 大 法	を
「 法人局独立行政法人課	独 法	に、
「 空港運営戦略推進室	空 港	を
「 官民連携推進室	官 民	に、「総合
教育推進室及び研究法人室」を「及び総合教育推進課」に、	総 教 研 法 世 高 サ	を
「 政策局総合教育推進課	総 教	に、「地域創
生局地域主権課」を「地域創生局地域政策課」に、「地	権	を「地
「 地域振興局市町村課	市 町 村 地 政	を
「 地域振興局地域政策課	市 町 村 行 連	に、
「 地域行政局市町村課	行 連	に、
「 環境局生物多様性保全課	生 物	を
「 環境局自然環境課	自 然	に、
「 産業振興局環境・エネルギー室	環 工 ネ 科 技	を
産業振興局科学技術振興室	科 技 環 工 ネ	に、「労働政
「 産業振興局科学技術振興課	科 技 環 工 ネ	に、「労働政
環境・エネルギー局環境・エネルギー課	科 技 環 工 ネ	に、「労働政

策局人材育成課」を「労働政策局産業人材課」に改める。

別記第 1 号様式、別記第 3 号様式及び別記第 5 号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第 6 号様式中「課グループ名」を「課係名」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」

に改め、同様式末尾欄外注 2 の事項中「課グループ名」を「課係名」に、「主管グループ」を「主管係」に改める。

別記第 7 号様式から別記第 11 号様式まで、別記第 14 号様式及び別記第 15 号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。